

持続化給付金が決定しました

2020年1月から12月の間に、新型コロナウイルス感染症の影響等により前年よりも売上が50%以下になった月がある事業者が対象で、事業全般に広く使えます。

法人は200万円、個人は100万円が売上減少分を限度に支給されます。

売上減少分 = 前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月）

申請は持続化給付金ホームページから電子申請でご本人がおこないます。スマホでも手続きができます。ご自身で電子申請を行うことが困難な方は、「申請サポート会場」が開設される予定で、決まり次第公表されますので、今しばらくお待ちください。

持続化給付金ホームページ
<https://www.jizokuka-kyufu.jp>

不明な点は持続化給付金ホームページの「よくある質問」をご確認いただき、わからない場合は下記の持続化給付金事業コールセンターにお問い合わせください。

0120-115-570

I P 電話専用回線：03-6831-0613

「持続化給付金」を装った詐欺にご注意ください

- ※ 南木曽商工会を通して確定申告書の提出を行った方で、お手持ちの申告書控えに収受日付印が押されていない方は、南木曽商工会にお問い合わせください。
- ※ 南木曽商工会は5月4日（月）から6日（水）の午前9時から午後4時まで開館します。

◆ 南 木 曽 商 工 会 ◆

電話：0264-57-2515 FAX：0264-57-3754

URL：http://www.nagiso.com メール：shokokai@nagiso.com

南木曽商工会では事業者の皆様には新型コロナ関連の情報提供を行っています。今回郵送でお送りした方で、メール、FAXが受け取れる方は、迅速な情報提供のため、連絡先をお知らせください。商工会ホームページでもお知らせをしておりますので、チェックしてください。